国家公務員退職手当法施行令及び行政手続法施行令の一部を改正する政令 参照条文

目次

O	\cup	\cup	\cup	\bigcirc	\cup	
行政手続法施行令(平成六年政令第二百六十五号)(抄)10	行政手続法(平成五年法律第八十八号)(抄)10	国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第百八十二号)(抄)	国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)(抄)	雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)(抄)	雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)(抄)1	

 \bigcirc 用 保 険法等の一部を改正する法律 (平成二十二年法律第 号 抄

雇 用保険 法の一 部改正)

第 条 雇 用保険法 (昭和四十九年法律第百十六号)の一 部を次のように改正する。

次中 第五十六条」を「―第五十六条の二」に、 「第五十六条の二」を「第五十六条の三」に改める。

第六条中 「の各号」を削り、 同条第一号の二及び第一 号の三を削り、 同条第二号を次のように改める。

一週間の所定労働時間が二十時間未満である者 (この法律を適用することとした場合において第四 十三条第一項に規定する日 雇

被保険者に該当することとなる者を除く。)

第六条中第四号を第七号とし、 第三号を第六号とし、第二号の次に次の三号を加える。

同一 の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用されることが見込まれない者 (前二月の各月において十八日以上同 0) 事 主

用事業に雇用された者及びこの法律を適用することとした場合において第四十二条に規定する日雇労働者であつて第四十三条第一項各

のいずれかに該当するものに該当することとなる者を除く。

適

兀 季節的に雇用される者であつて、第三十八条第一項各号のいずれかに該当するもの

学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第一条、 第百二十四条又は第百三十四条第一項の学校の学生又は生徒であつて、 前各号に

掲げる者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者

五.

第十条の四第三項中「第二十六条」を「第二十七条」に改める。

被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のうち最も古い時期として厚生 -四条第1 一項中 「の各号」を削り、 同項第二号中 「の日」の下に「(第二十二条第五項に規定する者にあつては、 同項第一 一号に規定する

労働省令で定める日)」を加える。

一十二条に次の一 項を加える。

5 賃 中 金から控除されていたことが明らかである時期のうち最も古い時期として厚生労働省令で定める日」とする。 次に掲げる要件のいずれにも該当する者 「当該確認のあつた日の二年前の日」とあるのは、 (第一号に規定する事実を知つていた者を除く。) に対する前項の規定の適用については、 「次項第二号に規定する被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた 同

その者に係る第七条の規定による届出がされていなかつたこと。

条第一項の規定により被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期が 厚生労働省令で定める書類に基づき、 第九条の規定による被保険者となつたことの確認があつ た日 。 一 年 前 0 日 より前

めること。

第三十八条第 項 中 次の各号の いずれかに該当するもの」 を 「季節的に雇用されるもののうち次の各号のい ず れにも該当し ない 者」 に改

め、同項各号を次のように改める。

一 四箇月以内の期間を定めて雇用される者

週間の 所定労働時間が二十時間以上であつて厚生労働大臣の定める時間数未満であ

四十二条中 「雇用された者」の下に「及び同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用された者」 を加える

いる者

第四十三条第 一項中「及び第六条第一号の三の認可を受けたもの」を削り、 同項に次の一号を加える。

兀 前三号に掲げる者のほか、 厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長の認可を受けた者

された日雇労働被保険者」の下に「又は同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用された日雇労働被保険者」 第四十三条第 項中 場合」 の下に「又は同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用された場合」 を加え、 同条第一 を加え、 同条第四 項 雇

中「第二号」を「第四号」に改める。

第五十六条の見出しを削り、 同条の前に見出しとして「(日雇労働被保険者であつた者に係る被保険者期間等の特例) _ を付し、 同

項中「おいて、」の下に「第一項中」を加える。

第五十六条の二を第五十六条の三とし、第三章第四節中第五十六条の次に次の一条を加える

第五十六条の二 す (間とみなすことができる。 る場合を除く。 日雇労働被保険者が同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用された後に離職 には、 その者の日雇労働被保険者であつた期間を第十四条の規定による被保険者期間 ただし、 その者が第四十三条第二項又は第三項の規定の適用を受けた者である場合には、 の計算において被保険者であ した場合 (前条第 この限りでな 項本文に規定

生労働省令で定める率で除して得た額を当該期間に支払われた賃金額とみなす。 項に規定する算定対象期間における被保険者期間として計算された最後の六箇月間に含まれる期間において納付された印紙保険料 特例受給資格を取得した者について、第十七条に規定する賃金日額を算定する場合には、 前 項の規定により第十四条の規定による被保険者期間を計算することによつて同条第二項第一号に規定する受給資格 日雇労働被保険者であつた期間のうち、 高年齢受給資格 同条第 (T) 額を

該当するものとして計算する」と読み替えるものとする. .被保険者であつた期間を第二十二条第三項に規定する基準日まで引き続いて同一の事業主の適用事業に被保険者として雇用され 被保 一項の規定は、 .険者であつた期間を第十四条の規定による被保険者期間 第二十二条第三項の規定による算定基礎期間の算定について準用する。この場合において、 .の計算において被保険者であつた期間とみなす」とあ 第一項中 いるのは、 「その者の 当 た期間に 日 日 雇 雇

3

2

第六十条第五項中「第五十六条の二第四項」を「第五十六条の三第四項」に改める。

第六十一条の二第四項中「第五十六条の二第一項第一号ロ」を 「第五十六条の三第一 項第一号口」 に改める。

第七十二条第一項中「第五十六条の二第一項」を「第五十六条の三第一 一項」に改め、 「第六条第一号の二の時間数又は」を削り、 の基

準」の下に「又は第三十八条第一項第二号の時間数」を加える。

第七十九条の二中「第五十六条の二第一項」を「第五十六条の三第一項」に改める。

附則第九条中「第五十六条の二」を「第五十六条の三」に改める。

○ 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)(抄

(適用除外)

7六条 次の各号に掲げる者については、この法律は、適用しない。

規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。) されている者及びこの法律を適用することとした場合において第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者又は第四十三条第一 六十五歳に達した日以後に雇用される者(同一の事業主の適用事業に同日の前日から引き続いて六十五歳に達した日以後の日において雇用

条第一項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。 める時間数未満である者であつて、 一週間の所定労働時間が、 同一の適用事業に雇用される通常の労働者の一 第三十八条第一項各号に掲げる者に該当するもの(この法律を適用することとした場合において第四十三 週間の所定労働時間に比し短く、 かつ、 厚生労働大臣の定

の 三 公共職業安定所長の認可を受けた者を除く。 第四十二条に規定する日雇労働者であつて、第四十三条第一項各号のいずれにも該当しないもの(厚生労働省令で定めるところにより

二 四箇月以内の期間を予定して行われる季節的事業に雇用される者

法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者及び船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)第十四条第一項 規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者を含む。 船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員(船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第九十二条第一項の規定により船)に乗り組むため雇用される者(一年を通じて船員として適用事業に雇用される場合を除く。) 以下「船員」という。)であつて、 漁船(政令で定めるものに限

兀 玉 都道府県、 市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者のうち、 離職した場合に、 他の法令、 条例、 規則等に基づいて支

給を受けるべき諸給与の内容が、 求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる者であつて、 厚生労働省令で定めるもの

(技能習得手当及び寄宿手当)

第三十六条 いて支給する。 技能習得手当は、受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合に、その公共職業訓練等を受ける期間につ

その寄宿する期間について支給する。 の届出をしていないが、 寄宿手当は、 受給資格者が、 事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族(婚姻 第五十八条第二項において同じ。)と別居して寄宿する場合に、

3 寄宿手当を支給しない。 第三十二条第一項若しくは第二項又は第三十三条第一項の規定により基本手当を支給しないこととされる期間については、 技能習得手当及び

4 技能習得手当及び寄宿手当の支給要件及び額は、厚生労働省令で定める。

5 第三十四条第一項及び第二項の規定は、 技能習得手当及び寄宿手当について準用する。

(傷病手当)

第三十七条 る日数に相当する日数分を限度として支給する。 できない日(疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができないことについての認定を受けた日に限る。 第五十七条第一項の規定に該当する者については同項の規定による期間とする。 とができない場合に、第二十条第一項及び第二項の規定による期間(第三十三条第三項の規定に該当する者については同項の規定による期間とし、 傷病手当は、 受給資格者が、 離職後公共職業安定所に出頭し、 求職の申込みをした後において、)内の当該疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることが 疾病又は負傷のために職業に就くこ)について、 第四項の規定によ

前項の認定は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長が行う。

3 傷病手当の日額は、第十六条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

4 傷病手当を支給する日数は、 第一項の認定を受けた受給資格者の所定給付日数から当該受給資格に基づき既に基本手当を支給した日数を差し

引いた日数とする。

5 ない。 第三十二条第一項若しくは第二項又は第三十三条第一項の規定により基本手当を支給しないこととされる期間については、 傷病手当を支給し

6 当する日数分の基本手当を支給したものとみなす。 傷病手当を支給したときは、 この法律の規定(第十条の四及び第三十四条の規定を除く。)の適用については、 当該傷病手当を支給した日数に相

- る日)に支給する。ただし、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、傷病手当の支給について別段の定めをすることができる)当を支給すべき日(当該職業に就くことができない理由がやんだ後において基本手当を支給すべき日がない場合には、 病手当は、 厚生労働省令で定めるところにより、 第 一項の認定を受けた日分を、 当該職業に就くことができない理 由がやんだ後最初に基本 公共職業安定所長の定
- 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十六条の規定による休業補償、 業補償給付又は休業給付その他これらに相当する給付であつて法令(法令の規定に基づく条例又は規約を含む。 定めるものの支給を受けることができる場合には、傷病手当は、支給しない 第 一項の認定を受けた受給資格者が、当該認定を受けた日について、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第九十九条の規定による傷病手当金 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による休)により行われるもののうち政令で
- 第十九条、 一項及び第一 第二十一条、 二項並びに第三十一条第一項中「失業の認定」とあるのは、 第三十一条並びに第三十四条第一項及び第二項の規定は、 「第三十七条第一項の認定」と読み替えるものとする。 傷病手当について準用する。 この場合におい て、 第十九

(短期雇用特例被保険者)

- 第三十八条 例被保険者」という。)が失業した場合には、この節の定めるところにより、 被保険者であつて、 次の各号のいずれかに該当するもの(第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者を除く。 特 例 時金を支給する。 以 下 「短期雇用特
- 一季節的に雇用される者(次号に掲げる者を除く。)
- 短 期の雇用(同一の事業主に引き続き被保険者として雇用される期間が一年未満である雇用をいう。)に就くことを常態とする者
- 保険者 が前項各号に掲げる者に該当するかどうかの確認は、 厚生労働大臣が行う。
- 3 短期 雇 用 特例被保険者に関しては、 第二節(第十四条を除く。 $\check{}$ 前節及び次節の規定は、 適用しない。

(就業促進手当)

- 第五十六条の二 あると認めたときに、 就業促進手当は、 支給する。 次の各号のいずれかに該当する者に対して、 公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に従つて必要が
- 当する受給資格者については同項の規定による期間とし、 つたこととした場合における同日の翌日から当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間(第三十三条第三項の規定に該 のイ又は口のいずれかに該当する受給資格者であつて、 「日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日数をいう。 次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。 その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数(当該職業に就 以下同じ。)が当該受給資格に基づく所定給付日数の三 かなか
- ・ 職業に就いた者であつて、ロに該当しないものであること。

一以上かつ四十五日以上であるも

- ロ 厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者であること。
- 規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者をいう。以下同じ。)であつて、 厚生労働省令で定めるも (格に係る離職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。 所定給付日数の三分の一未満又は四十五日未満である者に限る。 厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者(当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づ)、特例受給資格者(特例一時金の支給を受けた者であつて、 以下同じ。)又は日雇受給資格者(第四十五条又は第五十四条の 身体障害者その他の就職が困難な者として 当該特例受給
- 3 2 るものを除く。 は同項第二号に規定する安定した職業に就いた日前厚生労働省令で定める期間内の就職について就業促進手当(前項第一号イに該当する者に係 受給資格者、 就業促進手当の額は、 以下この項において同じ。 特例受給資格者又は日雇受給資格者(第五十八条及び第五十九条第一項において「受給資格者等」という。 次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。)の支給を受けたことがあるときは、 前項の規定にかかわらず、 就業促進手当は、支給しない。) が、 前項第一号口 又
- 得た金額を超えるときは、 更された額)に百分の五十(受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者にあつては、 支給を受けることができることとなる日があるときに限る。)について、第十六条の規定による基本手当の日額(その金額が同条第一項(同条 規定による期間とし、 る基本手当の受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間(第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項 第一項第一号イに該当する者 一項において読み替えて適用する場合を含む。)に規定する一万二千二百二十円(その額が第十八条の規定により変更されたときは、 次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。 当該金額。 現に職業に就いている日(当該職業に就かなかつたこととした場合における同日から当該就業促進手当に係 以下この条において「基本手当日額」という。)に十分の三を乗じて得た額)の最後の日までの間に基本手当 百分の四十五)を乗じて
- 第一項第一号ロに該当する者 基本手当日額に支給残日数に相当する日数に十分の三を乗じて得た数を乗じて得た額
- 厚生労働省令で定める額 第一項第二号に該当する者 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める額に三十を乗じて得た額を限度とし
- 7 受給資格者 基本手当日額
- 十(特例受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である特例受給資格者にあつては、百分の四十五)を乗じて得た金額を超 適 ととなる基本手当の日額(その金額がその者を基本手当の受給資格者とみなして適用される第十六条第一項(同条第二項において読み替えて 用する場合を含む。 例受給資格者 その者を基本手当の受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されるこ)に規定する一万二千二百二十円(その額が第十八条の規定により変更されたときは、 その変更された額)に百分の

えるときは、当該金額)

- 日雇受給資格者 第四十八条又は第五十四条第二号の規定による日雇労働求職者給付 金 日
- 4 て同じ。 一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当を支給したときは、この法律の規定(第十条の四及び第三十四条の規定を除く。)の適用については、 当該就業促進手当を支給した日数に相当する日数分の基本手当を支給したものとみなす。 次項に
- 5 日額で除して得た日数に相当する日数分の基本手当を支給したものとみなす。 第 一項第一号口に該当する者に係る就業促進手当を支給したときは、 この法律の規定の適用については、 当該就業促進手当の額を基本手当

労働政策審議会への諮問)

第七十二条 五十二条第二項(第五十五条第四項において準用する場合を含む。 四項において準用する場合を含む。 数又は第十条の四第一項、 二十条第一項若しくは第二項、 決定しようとするときは、 一項の理由、 厚生労働大臣は、 第五十六条の二第一項の基準又は同項第二号の就職が困難な者を厚生労働省令で定めようとするとき、 第二十五条第三項、第二十六条第二項、 あらかじめ、 第二十五条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の基準を政令で定めようとするとき、 第二十二条第二項、)、第三十三条第二項(第三十七条の四第五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。 労働政策審議会の意見を聴かなければならない。 第三十七条の三第一項、)の基準を定めようとするとき、 第二十九条第二項、 第三十九条第一項、 第三十二条第三項(第三十七条の四第五項及び第四十条第 第六十一条の四第一項若しくは第六十一 その他この法律の施行に関する重要事項につい 第六条第一号の二の 第十三条第一)若しくは第 時 間 第

2 (略)

○ 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)(抄

失業者の退職手当)

二号イ又は口に掲げる期間が含まれているときは、 等」という。 者と、当該退職した職員の勤続期間(当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は政令で定める職員に準ずる者(以下この条において「職員 者を除く。 として総務省令で定めるものをいう。 ·勤続期間」 勤続期間十二月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するもの)であつて、 という。)であつたことがあるものについては、)の年月数を同法第二十二条第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、 第 一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが、 以下この条において同じ。 当該同号イ又は口に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。 当該職員等であつた期間を含むものとし、)にあつては、六月以上)で退職した職員(第四項又は第六項の規定に該当する 当該退職した職員を同法第十五条第一項に規定する受給資格 当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規 当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に第 以下この条にお

減じた日数分を超えては支給しない。 として、 数(一未満の端数があるときは、 三十日以上職業に就くことができない者が、総務省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には 又は事務所その他政令で定める官署又は事務所とする。 第一号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第二号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、 給期間_ とする |業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、 、各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、 離職 」という。 同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、 の日と、)内に失業している場合において、 特定退職者を同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第 これを切り捨てる。 当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、)に等しい日数(以下この項において「待期日数」という。)を超えて失業しているときは 第一号に規定する一般の退職手当等の額を第二号に規定する基本手当の 以下同じ。 公共職業安定所(政令で定める職員については、)を通じて支給する。 出産、 ただし、 育児その他総務省令で定める理由により引き 同号に規定する所定給付日数から待期日数 四年とする。 その者が退職の際所属していた官署 項 次項及び第三項において「支 (を適用した場合におけ 日額で除して得た 当該理由 退職手当 る同

- その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
- 者に係る同法第二十二条第一項に規定する所定給付日数(次項において「所定給付日数」 間 退 その者を雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者と、 の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、 職 の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、 同法第十六条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその その者の基準勤続期間の年月数を同法第二十二条第三項に規定する算定基礎 その者の基準勤続期間を同法第十七条第 という。)を乗じて得た額 項に規定する被保険 当
- 該勤続期間に係る職員等となつた日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、 当該退職手当の支給に係る退 職 0 日 以 前
- |本手当の支給の条件に従い、 用 保 険法 場合において、 期間十二月以上(特定退職者にあつては、 職員等であつた期間 の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、 退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、 公共職業安定所を通じて支給する。 六月以上)で退職した職員(第五項又は第七項の規定に該当する者を除く。 ただし、 前項第二号の規定の例によりその者につき雇用保険法の その失業の日につき前項第 退職手当として、 二号の規定の例によりその者に) が 支給期 同法の規定による 艒 規定を適用 内に
- 前 項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の総務省令で定める理由によるものであ

.場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

3

2

内

にな

いときは、

当該直前の

職員等でなくなつた日前の職員等であつた期間

当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に係る職員等となつた日の直前の

職員等でなくなつた日が当該職員等となつた日

前

年

の期

間

7

4~9 (略)

10 定めるところにより、 の各号の規定に該当するものに対しては、雇用保険法第三十六条、 第 項、 第二項及び第四項から前項までに定めるもののほか、 それ れ当該各号に掲げる給付を、 退職手当として支給する。 第 第三十七条及び第五十六条の二から第五十九条までの規定に準じて政令で 一項又は第二項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次

一~三 (略)

四 職業に就いたものについては、就業促進手当

五 六 (略)

11 12 (<u>略</u>)

13 又は第二項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。 第十項第四号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、 第一 一項又は第十項の規定の適用については、 政令で定める日数分の第

項

14 15 (略

○ 国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第百八十二号)(抄)

(就業促進手当等に相当する退職手当)

第十三条 当は、 項に規定する それ 法第十条第十項第四号に掲げる就業促進手当、 れ雇用保険法第五十六条の二第一項に規定する就業促進手当、 求職 に相当する金額を同法の当該規定によるこれらの給付の支給の条件に従い支給する。 同項第五号に掲げる 同法第五十八条第一項に規定する 及び同項第六号に掲げる 求職 及び同法第五十九条第 に相当する退職手

(法第十条第十三項に規定する政令で定める日数)

第十四条 当する日数 雇用保険法第五十六条の二第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 法第十条第十三項に規定する政令で定める日数は、次の各号に掲げる退職手当 とに、当該各号に定める日数とする 当該退職手当の支給を受けた日数に相

0) 規 雇用保険法第五十六条の二第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数 当該就業促進手当について同条第五項

0 政 以手続法 (平成五年法律第八十八号) 抄

(意見公 手続)

第三十九条 いう。)を定めて)及びこれに関 令 等 する資料をあらかじめ公示し、意見(情 く一般の意見を求めなければならない。 定 関は、 令等を定めようとする場合には、
 を含む。 以下同じ。 当 該 令等の 出 令等で定めようとする内容を示すものをいう。 及び意見の 出のための期間(以下 「意見 出期間」と 以下同じ。

2 3 (略)

次の各号のいずれかに該当するときは、 第一項の規定は、 適用しない

<u>\</u> (略)

兀

五~八 ている 置法第三十七条若しくは第五十四条若しくは国家行政組 れ 法律の規定により、 (略 令等であ て、 する 員をも 内 て組 相 府 する される 置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組 害を 員会等において審議を行うこととされているものとして政令で定める する者の間の 害の 法第八条に規定する を目的として、 関(以下「 法律又は政令の規定により、これらの者及び公 員会等」という。)の議を経て定めることとされ 法第三条第二項に規定する 令等を定めようとするとき 員会又は内

 \bigcirc 行政手続法施行令 (平成六年政令第二百六十五号)

(意見公 手続を実施することを要しない 令等)

第四条 法第三十九条第四項第四号の政令で定める 令等は、 次に掲げる 令等とする。

\ \ (略)

条の三第 二条第二項、 条の四第一項(同項の厚生労働省令で定める理由に係る部分に限る。)並びに第六十一条の七第一項(同項の厚生労働省令で定める理由に係る いて準用する場合を含む。)、第三十三条第二項(同法第三十七条の四第五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。 令で定める基準に係る部分に限る。 厚生労働省令で定める基準に係る部分及び同項第二号の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるものに係る部分に限る。 雇用保険法(昭和四 項、 第二十五条第一項(同項の政令で定める基準に係る部分に限る。)及び第三項、 第三十九条第一項、 .十九年法律第百十六号)第六条第一号の二、第十条の四第一項、)及び第二項、 第五十二条第二項(同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。)、 第二十九条第二項、第三十二条第三項(同法第三十七条の四第五項及び第四十条第四項にお 第十三条第一項、第二十条第一項及び第二項、 第二十六条第二項、 第五十六条の二第一項(同項 第二十七条第一項(同項の政 Ů, 第三十七 第二十

十二〜十五 (略) お分に限る。)の 令等並びに同法の施行に関する重要事項に係る 令等